

令和4年矢板市議会定例会

第380回定例会議

議 案 書

令和4年9月

矢 板 市

令和4年矢板市議会定例会第380回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和4年度矢板市一般会計補正予算（第4号）	… P 1
議案第 2 号	令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）	… P 1
議案第 3 号	令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	… P 1
議案第 4 号	令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	… P 1
議案第 5 号	令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）	… P 1
議案第 6 号	令和3年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について	… P 2
議案第 7 号	令和3年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	… P 3
議案第 8 号	令和3年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	… P 4
議案第 9 号	令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について	… P 5
議案第10号	令和3年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特 別会計歳入歳出決算の認定について	… P 6
議案第11号	令和3年度矢板市水道事業会計決算の認定について	… P 7
議案第12号	令和3年度矢板市下水道事業会計決算の認定について	… P 8
議案第13号	矢板市犯罪被害者等支援条例の制定について	… P 9
議案第14号	矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部改正について	… P16
議案第15号	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部 改正について	… P23

- 議案第16号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について… P26
- 議案第17号 矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
同調理場設置条例の一部改正について
- 議案第18号 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について …… P44
- 議案第19号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生… P49
の防止に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について …… P62
- 議案第21号 教育委員会教育長の任命同意について …… P68
- 議案第22号 教育委員会委員の任命同意について …… P69
- 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて… P70
て
- 議案第24号 令和3年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に… P71
について
- 議案第25号 令和3年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分… P72
について

議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 2 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（以上別冊）

議案第6号

令和3年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度矢板市一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第7号

令和3年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 8 号

令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第9号

令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第10号

令和3年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3
年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙の
とおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第 1 1 号

令和 3 年度矢板市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度矢板市水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

議案第 12 号

令和 3 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度矢板市下水道事業会計決算を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第13号

矢板市犯罪被害者等支援条例の制定について

矢板市犯罪被害者等支援条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内で活動する団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、風評、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不

調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(7) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(8) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であったこと（当該疾病が精神疾患である場合には、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったものに限る。）。

イ 当該被害に係る被害届が警察に受理されていること又は当該被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたこと。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けた時から再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体（以下「関係機関等」という。）との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力を図るものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪等により被害を受けた者又はその遺族に対し、遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するものとする。

2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時において、市民（本市の住民基本台帳に記録されていた者その他規則で定める者をいう。次号において同じ。）であった者に限る。）の遺族として規則で定める者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市民であった者に限る。）

3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全の確保)

第9条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する住居の提供その他の必要な

施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のため、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育活動の推進)

第13条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、犯罪被害者等の人権及び生命を尊重するための教育活動を推進するものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(支援の制限)

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、令和4年4月1日以後に行われた犯罪行為について適用する。

議案第14号

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成19年矢板市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般</p>

乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 略

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金

(当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における候補者は、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に

(当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に

定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要

定める枚数) を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要

件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポ

件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポ

スター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

スター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第15号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える 期間	休暇の原因	休暇を与える 期間
1～14 略		1～14 略	
15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合におい	略	15 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合におい	略

て、当該出産に係る
子又は小学校就学の
始期に達するまでの
子（妻の子を含
む。）を養育する職
員が、これらの子の
養育のため勤務しな
いことが相当である
と認められるとき。

16～23 略

て、当該出産に係る
子又は小学校就学の
始期に達するまでの
子（妻の子を含
む。）を養育する職
員が、これらの子の
養育のため勤務しな
いことが相当である
と認められるとき。

16～23 略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第16号

矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

矢板市職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月</p>

到達日」という。) (当該子の
出生の日から第3条の2に規定
する期間内に育児休業をしよう
とする場合にあつては当該期間
の末日から6月を経過する日、
第2条の4の規定に該当する場
合にあつては当該子が2歳に達
する日)までに、その任期(任
期が更新される場合にあつて
は、更新後のもの)が満了する
こと及び任命権者を同じくする
職(以下「特定職」という。)
に引き続き採用されないことが
明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤
職員

(7) その養育する子が1歳に達す
る日(以下「1歳到達日」とい
う。) (当該子について当該非
常勤職員が第2条の3第2号に
掲げる場合に該当してする育児
休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場

到達日」という。) (_____

第2条の4の規定に該当する場
合にあつては、_____2歳に達
する日)までに、その任期(任
期が更新される場合にあつて
は、更新後のもの)が満了する
こと及び任命権者を同じくする
職(以下「特定職」という。)
に引き続き採用されないことが
明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合
に該当する非常勤職員(その養育
する子が1歳に達する日(以下こ
の号及び同条において「1歳到達
日」という。) (当該子について
当該非常勤職員がする育児休業の
期間の末日とされた日が当該子の
1歳到達日後である場合にあつて
は、当該末日とされた日)におい

合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)

において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

て育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間

到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が_____する育児休業の期間の末日

とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において育児休業
をしている場合又は当該非常勤職
員の配偶者が当該子の1歳到達日
(当該配偶者が同号に掲げる場合
又はこれに相当する場合に該当し
てする地方等育児休業の期間の末
日とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該
末日とされた日)において地方等
育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職
員が当該子の1歳到達日(当該非
常勤職員が前号に掲げる場合に該
当してする育児休業の期間の末日
とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末
日とされた日)後の期間において
この号に掲げる場合に該当して育
児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定

とされた日が当該子の1歳到達日
後である場合にあっては、当該末
日とされた日)において育児休業
をしている場合又は当該非常勤職
員の配偶者が当該子の1歳到達日
(当該配偶者が_____

_____する地方等育児休業の期間の末
日とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該
末日とされた日)において地方等
育児休業をしている場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定

める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合は、1歳6か月から
2歳に達するまでの子を養育する非常
勤職員が、

次の各号に掲げる場
合のいずれにも該当する場合（当該子
についてこの条の規定に該当して育児
休業をしている場合であって次条第7
号に掲げる事情に該当するときは第2
号及び第3号に掲げる場合に該当する
場合、市長が定める特別の事情がある
場合にあつては同号に掲げる場合に該
当する場合）とする。

める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合は、1歳6か月から
2歳に達するまでの子を養育するた
め、非常勤職員が当該子の1歳6か月
到達日の翌日（当該子の1歳6か月に
到達日後の期間においてこの条の規定に
該当してその任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であつて、当該任期が更新
され、又は当該任期の満了後に特定職
に引き続き採用されるものにあつて
は、当該任期の末日の翌日又は当該引
き続き採用される日）を育児休業の期
間の初日とする育児休業をしようとす
る場合であつて、次の各号

のいずれにも該当するとき

とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(1)・(2) 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

（育児休業法第2条第1項ただし書の

（育児休業法第2条第1項ただし書の

条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条_____の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き継い

条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) 略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職

て特定職に採用されることに伴い、
当該育児休業に係る子について、当
該更新前の任期の末日の翌日又は当
該採用の _____ 日を育児休業
の期間の初日とする育児休業をしよ
うとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人
事院規則で定める期間を基準として条
例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第
1号の人事院規則で定める期間を基準
として条例で定める期間は、57日間
とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日か
ら起算して1年を経過しない場合に育
児短時間勤務をすることができる特別
の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項た
だし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に

に引き続き採用されることに伴い、
当該任期 _____
_____ の末日の翌日又は当
該引き続き採用される日を育児休業
の期間の初日とする育児休業をしよ
うとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日か
ら起算して1年を経過しない場合に育
児短時間勤務をすることができる特別
の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項た
だし書の条例で定める特別の事情は、
次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に

<p>該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について市規則で定める育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について_____任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の矢板市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第10条第6号の規定により計画を提出した職員に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 17 号

矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

(矢板市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市立学校の設置に関する条例（昭和39年矢板市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校		小学校	
名称	位置	名称	位置
略		略	
矢板市立東小学校	略	矢板市立東小学校	略
		矢板市立川崎小学校	<u>矢板市木幡16</u> <u>46番地</u>
略		略	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
中学校		中学校	
名称	位置	名称	位置

略		略	
矢板市立矢板中学校 沢分校	略	矢板市立矢板中学校 沢分校	略
		矢板市立泉中学校	矢板市泉526 番地
略		略	

(矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第2条 矢板市立学校給食共同調理場設置条例（昭和62年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、位置及び対象学校)			(名称、位置及び対象学校)		
第2条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。			第2条 共同調理場の名称、位置及び対象学校は、次のとおりとする。		
名称	位置	対象学校	名称	位置	対象学校
矢板市立矢板中央学校給食共同調理場	略	矢板市立矢板小学校 <u>矢板市立泉小学校</u>	矢板市立矢板中央学校給食共同調理場	略	矢板市立矢板小学校 <u>矢板市立川崎小学校</u>
略			略		
矢板市立片岡学校給食	略	矢板市立片岡小学校	矢板市立片岡学校給食	略	矢板市立片岡小学校

共同調理場		矢板市立乙 畑小学校	共同調理場		矢板市立乙 畑小学校 <u>矢板市立片 岡中学校</u>
矢板市立矢 板北学校給 食共同調理 場	略	矢板市立矢 板中学校 <u>矢板市立片 岡中学校</u>	矢板市立矢 板北学校給 食共同調理 場	略	<u>矢板市立泉 小学校</u> 矢板市立矢 板中学校 <u>矢板市立泉 中学校</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(矢板市行政財産使用料条例の一部改正)

2 矢板市行政財産使用料条例（昭和57年矢板市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条の2関係）			別表（第3条の2関係）		
施設の名 称	学校名	使用料（1時 間につき）	施設の名 称	学校名	使用料（1時 間につき）
校庭照明	略	略	校庭照明	略	略

設備	東小学校	略
	略	略
体育館照明設備	略	略
	東小学校	略
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
	矢板中学校	略
	略	略
略		
空調設備	略	略
	矢板中学校	略
	略	略
備考 略		

設備	東小学校	略
	泉中学校	<u>1,000円</u>
	略	略
体育館照明設備	略	略
	東小学校	略
	川崎小学校	<u>400円</u>
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略
	矢板中学校	略
	泉中学校	<u>900円</u>
	略	略
略		
空調設備	略	略
	矢板中学校	略
	泉中学校	<u>1,000円</u>
	略	略
備考 略		

議案第18号

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

矢板市体育施設設置及び管理条例（平成17年矢板市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td><u>(3) 泉体育館</u></td> <td><u>矢板市泉526番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4)~(9) 略</td> </tr> <tr> <td><u>(10) 泉グラウンド</u></td> <td><u>矢板市泉526番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(11)~(14) 略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(1)・(2) 略		<u>(3) 泉体育館</u>	<u>矢板市泉526番地</u>	(4)~(9) 略		<u>(10) 泉グラウンド</u>	<u>矢板市泉526番地</u>	(11)~(14) 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3)~(8) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(9)~(12) 略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(1)・(2) 略		(3)~(8) 略		(9)~(12) 略	
名称	位置																				
(1)・(2) 略																					
<u>(3) 泉体育館</u>	<u>矢板市泉526番地</u>																				
(4)~(9) 略																					
<u>(10) 泉グラウンド</u>	<u>矢板市泉526番地</u>																				
(11)~(14) 略																					
名称	位置																				
(1)・(2) 略																					
(3)~(8) 略																					
(9)~(12) 略																					
2 略	2 略																				
(使用期間及び使用時間)	(使用期間及び使用時間)																				
第3条 体育施設の使用期間及び使用時	第3条 体育施設の使用期間及び使用時																				

間は、次のとおりとする。

体育施設	使用 期間	使用 時間
(1)～(6) 略	略	略
(7)・(8) 略		略
(9) 略		略
(10) 泉体育館		略
(11)～(16) 略		略
(17) 泉グラウンド		略
(18)・(19) 略		略
(20) 略	略	略
(21) 略		

2 略

別表（第9条関係）

体育 施設	区分	単位	使用料
1・2 略			
3 泉体 育館	専用	1時間	1,000 円。ただ し、営利、 宣伝等に使 用する場合

間は、次のとおりとする。

体育施設	使用 期間	使用 時間	
(1)～(6) 略	略	略	
(7)・(8) 略		略	
(9) 略		略	
(10)～(15) 略		略	
(16)・(17) 略		略	
(18) 略		略	略
(19) 略			

2 略

別表（第9条関係）

体育 施設	区分	単位	使用料
1・2 略			

			は、 <u>10,000</u> 円とする。
	部分	<u>1時間</u>	<u>500</u> 円。 ただし、 <u>営</u> <u>利、宣</u> <u>伝等</u> <u>に使用</u> <u>する</u> <u>場合</u> <u>は、</u> <u>5,000</u> <u>円</u> とする。
	照明 設備 (<u>専</u> <u>用</u>)	<u>1時間</u>	<u>900</u> 円
	照明 設備 (<u>部</u> <u>分</u>)	<u>1時間</u>	<u>450</u> 円
	空調 設備	<u>1時間</u>	<u>1,000</u> 円
<u>4～9</u> 略			
<u>10</u> 泉	専用	<u>1時間</u>	<u>300</u> 円
グラウ	照明	<u>1時間</u>	<u>1,000</u>
<u>3～8</u> 略			

ソド	設備	田	
11～21 略			9～19 略
備考 略			備考 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年矢板市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>堆積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>堆積</u>、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の<u>堆積</u>その他規</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への<u>たい積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等の<u>たい積</u>その他規</p>

則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。

(2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(3) 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満であるものをいう。

則で定めるたい積を除く。)を行う行為をいう。

(2) 小規模特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の行程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(3) 小規模特定事業等 小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル未満であるものをいう。

(4) 改良土 土砂等（泥土を含む。）

にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理を行ったものをいう。

(小規模特定事業の許可)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業

(3)～(6) 略

(小規模特定事業の許可)

第6条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。

(1) 略

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等のたい積を行う小規模特定事業

(3)～(6) 略

(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)

第6条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第7条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺住民への説明)

第6条の3 第6条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域の周辺住民に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号まで

(小規模特定事業に係る土地所有者の同意)

第6条の2 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る小規模特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第9号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。

に掲げる事項を説明しなければならない
い。

2 前項の規定による説明を行った者
は、当該説明の内容について市長に報
告しなければならない。

(許可申請の手続)

第7条 第6条の許可を受けようとする
者は、次に掲げる事項を記載した申請
書に小規模特定事業区域を示す図面そ
の他の規則で定める書類を添付して市
長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 小規模特定事業に供する施設の設
置計画

(4) 小規模特定事業の施工を管理する
事務所の所在地

(5)~(11) 略

(12) 小規模特定事業区域内の土地の所
有者及び小規模特定事業区域の周辺
住民に対して説明した内容及び結果

(13) 略

2 前項の規定にかかわらず、第6条の
許可を受けようとする小規模特定事業

(許可申請の手続)

第7条 第6条の許可を受けようとする
者は、次に掲げる事項を記載した申請
書に小規模特定事業区域を示す図面そ
の他の規則で定める書類を添付して市
長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)~(9) 略

(10) 略

2 前項の規定にかかわらず、第6条の
許可を受けようとする小規模特定事業

が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第7号、第10号及び第12号に掲げる事項
- (2) 略
- (3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (4) 第8条第2項第3号に規定する措置
- (5) 略

（許可の基準）

第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると

が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時たい積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に小規模特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
- (2) 略
- (3) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- (4) 略

（許可の基準）

第8条 市長は、第6条の許可の申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めると

きでなければ、第6条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 略

イ 第19条第1項の規定により、許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3

きでなければ、第6条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 略

イ 第19条第1項の規定により、許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消の日から3

年を経過しないものを含む。) 。

ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第8号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ～ケ 略

(2) 略

(3) 第6条の3第1項に規定する説明を行っていること。

(4) 略

(5) 小規模特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。

(6)～(8) 略

(9) 小規模特定事業に使用される土砂等が改良土でないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 小規模特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

年を経過しないものを含む。) 。

ただし、申請者が第19条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ～ケ 略

(2) 略

(3) 略

(4)～(6) 略

2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。

(1) 前項第1号から第5号まで、第7号、第9号及び第10号までの規定に適合するものであること。

(2) 略

(3) 小規模特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。

3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして

2 市長は、第6条の許可の申請が第7条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条の許可をしてはならない。

(1) 前項第1号から第3号まで及び第5号の規定に適合するものであること。

(2) 略

3 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして

規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第6号及び第8号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

4 市長は、第6条の許可（第7条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合において、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（土砂等管理台帳の作成等）

第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該許可（小規模一時堆積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 略

規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第4号及び第6号並びに前項第2号の規定は、適用しない。

4 市長は、第6条の許可（第7条第1項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。）をする場合において、あらかじめ、第1項第5号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（土砂等管理台帳の作成等）

第12条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 当該許可（小規模一時たい積事業に係るものに限る。）に係る小規模特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

(4) 略

<p>第19条 市長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 第8条第1項第9号又は第10号に規定する許可の基準に適合しない小規模特定事業を行ったとき。</u></p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第19条 市長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(8) 略</u></p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行による改正後の矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された許可の申請から適用し、この条例の施行の日前に提出された許可の申請については、なお従前の例による。

議案第20号

矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

矢板市道路占用料徴収条例（昭和60年矢板市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

道路占用料表

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1年	420
	第2種電柱		650
	第3種電柱		880
	第1種電話柱		380
	第2種電話柱		610
	第3種電話柱		830
	その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230	

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230

	外径が1メートル以上のもの			450	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2
			その他のもの		8
	助設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	610
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	380
	地下に設けるもの		230		
	その他のもの				760
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	760	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A × 0 . 0 05		
		階数が2のもの		A × 0 . 0 08	
		階数が3以上のもの		A × 0 . 0 1	
	上空に設ける通路			480	

	地下に設ける通路		290
	その他のもの		760
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1日	10
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1月	96
道路法施行 令(昭和2 7年政令第 479号。 以下「令」 という。)	看板(アー チであるも のを除く。)	一時的に設けるもの 表示面積1平方メー トルにつき1月	96
	その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	960
	標識	1本につき1年	610
第7条第1 号に掲げる 物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日 10
	その他のもの	1本につき1月	96
	幕(令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの その面積1平方メー トルにつき1日	10
	その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	96
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 960
	その他のもの		480

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	760	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	96	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		76	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.019$
	その他のもの		$A \times 0.013$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.019$
	上空に設けるもの		$A \times 0.023$
	その他のもの		$A \times 0.033$

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 21 号

教育委員会教育長の任命同意について

本市教育委員会教育長として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]
氏 名 村 上 雅 之
生年月日 [REDACTED]

議案第 22 号

教育委員会委員の任命同意について

本市教育委員会委員として、下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 池 田 光 代

生年月日 [REDACTED]

議案第23号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 矢板市 [REDACTED]

氏 名 小 川 安 彦

生年月日 [REDACTED]

議案第24号

令和3年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金3億1,427万703円のうち500万円を減債積立金に、9,000万円を建設改良積立金に積み立て、1億3,814万8,375円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

議案第25号

令和3年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金4億1,528万7,889円のうち3億1,478万4,899円を資本的収入額が資本的支出額に不足する額に補填し、残余を繰り越すものとする。

令和4年9月2日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎